

山武市公告

条件付き一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による条件付き一般競争入札を電子入札方式により実施する場合に係る共通事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 22 日

山武市長 小野 崎 正 喜

1 条件付き一般競争入札（電子入札）の参加者に必要な資格に関する事項

条件付き一般競争入札（電子入札）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 当該入札の公告の前日において、山武市入札参加資格者名簿の調達案件に対応する部門及び種類で登載されていること。
- (2) 次の各号に該当しない者であること。
 - ア 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は同条第 2 項の規定により山武市の入札参加制限を受けている者
 - イ 山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 18 年山武市訓令第 40 号）、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 4 月 5 日千葉県制定）又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止期間中の者
 - ウ 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年山武市告示第 27 号）、千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和 63 年 4 月 1 日千葉県制定）又は物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成 23 年 4 月 1 日千葉県施行）に基づく指名除外期間中の者
 - エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者
 - オ 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者
 - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- (3) 次に掲げる資本関係又は人的関係のある者が、同一入札に同時に参加していない者であること。
 - ア 代表役員本人又はその企業が、他の入札参加者へ総資本額の 50 パーセント以上を出資し、又は出資を受けている者

イ 代表役員又は役員が、他の入札参加者の代表役員又は役員を兼ねている者(ただし、監査役、社外役員を除く。)

ウ 組合とその構成企業

エ 代表役員と他の入札参加者の代表役員が、次のいずれかに該当する者

(ア) 配偶者

(イ) 直系血族

(ウ) 兄弟姉妹

(4) 事業所の所在地に係る資格要件(以下「地域要件」という。)を設定した場合、当該地域要件を満たしていること。この場合において、用語の意義については、山武市条件付き一般競争入札資格要件設定基準(平成23年山武市訓令第5号)の例による。

(5) 技術者の配置が必要な場合、入札参加者と当該開札日において3か月以上直接的かつ恒常的雇用関係を有する技術者を適正に配置できること。

(6) 建設工事の場合、入札参加者と当該開札日において3か月以上直接的かつ恒常的雇用関係を有する現場代理人を配置できること。また、当該現場代理人は開札日において他の工事に従事していないこと。ただし、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領(平成28年山武市告示第26号)に該当する場合にあってはこの限りでない。

(7) 建設工事の場合、開札日において、当該工事場所から最近部が100m以内の地域において、山武市が発注した他の同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者(以下「請負者等」という。)となっていないこと。ただし、請負者等が共同企業体又は共同企業体の1構成員の場合を除く。

(8) 前各号に掲げるもののほか、調達案件ごとに入札公告に定める資格要件を満たす者であること。

2 入札公告等

調達案件ごとに行う入札公告(以下「入札公告」という。)は、山武市役所内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に掲示するとともに、ちば電子調達システム内入札情報サービス(https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L_INIT_Action.do)及び山武市ホームページ(<https://www.city.sammu.lg.jp/>)に掲載して行う。

なお、申請等に際し必要となる書類の様式は、山武市ホームページに掲載する。ただし、電子入札システムにより自動生成される申請書等は除く。

3 現場説明会

現場説明会は、実施しない。

4 設計図書等の縦覧

調達案件の仕様書、設計書、図面等(以下「設計図書等」という。)は、次の各号のいずれかの方法により縦覧するものとし、入札公告に規定する。

- (1) ちば電子調達システム内入札情報サービスに掲載した場合
ちば電子調達システム内入札情報サービスに掲載し縦覧する。
- (2) 山武市ホームページに掲載した場合
山武市ホームページに掲載し縦覧する。
- (3) 販売の場合
 - ア 販売期間 入札公告に定める期間（山武市の休日を定める条例（平成 18 年山武市条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 4 時までの間とする。なお、購入を希望する前日（市の休日を除く）までに設計図書等注文票を電子メールにより提出すること。（電子メールアドレス zaisei@city.sammu.lg.jp）
 - イ 販売場所 山武市役所 総務部財政課（以下「財政課」という。）で販売する。
 - ウ 販売方法 設計図書等の入った CD-ROM を 1 枚 500 円で販売する。

5 申請書等の提出方法等

入札参加希望者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認のうえ、申請しなければならない。

- (1) 申請方法 電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動生成される帳票）に入札公告で指定した必要書類を添付して提出することとし、ファイル名は「会社名・調達案件名称・書類名」とすること。
- (2) 申請期間 入札公告に定める期間とする。
- (3) 受付 電子入札システムにより提出された競争参加資格確認申請書に添付された必要書類について、全て提出されている場合に限り、競争参加資格確認申請書受付票を発行する。未提出の者又は必要書類に明らかな相違がある者は、入札に参加できない。
- (4) 申請書等の事前確認

競争参加資格確認申請書を提出した者について、提出された申請書等により、次に掲げる事項における事前確認を行う。なお、入札参加資格の事前確認は、資格要件の一部を確認するものであるため、留意すること。

 - ア 入札参加資格者名簿における調達案件に対応する部門及び種類の登録の有無
 - イ 地域要件
 - ウ その他入札参加者の資格要件のうち、入札公告において事前確認の対象とした要件
- (5) 事前確認の結果 参加資格の有無について、入札公告に定める期限までに、電子入札システムにおいて競争参加資格確認通知書を発行する。入札参加資格がないと決定された者は、書面により市長に対して説明を求めることができる。説明を求める場合は、宛先を山武市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して 3 日以内（市の休日を除く。）に書面をもって回答する。

6 設計図書等に対する質問回答等

競争参加資格確認申請書の提出者は、当該設計図書等に疑義があるときは、質問すること

ができる。

- (1) 質問書の提出期限 入札公告に定める期限までとする。なお、質問がない場合は、質問書は提出不要とする。
- (2) 質問書の提出方法 所定の様式に質問事項を記載し、財政課へ電子メールにより提出すること。件名は「【入札・質問書】調達案件名称」とし、添付ファイルのサイズは8メガバイト以下とすること。なお、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。到着確認をしない場合、市は、不着の責任を負わない。
電子メールアドレス zaisei@city.sammu.lg.jp
電話番号 0475-80-1122
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、質問書の提出があった場合のみ、入札公告に定める期限までに、ちば電子調達システム内入札情報サービスへ質問回答書を掲載する。

7 入札

- (1) 入札方法 入札書は、電子入札システムに入力することにより提出する。
- (2) 入札期間 入札公告に定める期間とする。
- (3) 入札回数 1回とする。
- (4) 入力する金額 落札決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税額を含まない金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を電子入札システムに入力すること。ただし、入札公告に特別の記載がある場合は、この限りでない。
- (5) 未入札 入札書が入札書受付締切日時までに提出されない場合は、未入札として取り扱うものとし、以降いかなる場合においても入札書は一切受け付けない。
- (6) その他 一度提出した入札書は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 入札金額内訳書

- (1) 対象調達案件 建設工事の場合は予定価格が200万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超える調達案件、建設工事以外の場合は予定価格が500万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。）の調達案件において、入札参加者全員が入札書と併せて入札金額内訳書を作成し、電子入札システムで提出すること。その他の調達案件にあつては、落札候補者のみが、事後審査資料提出依頼通知書に指定した日までに入札金額内訳書を作成のうえ財政課へ提出すること。

(2) 様式 電子入札システムに添付する入札金額内訳書の様式は、山武市電子調達システム運用基準に定める。持参で提出する場合の入札金額内訳書は、山武市が公表する設計書に準じて作成のうえ、調達案件名及び入札者の商号又は名称を記載、実印又は使用印を押印のうえ財政課へ提出すること。

(3) その他

ア 第1号の規定にかかわらず、契約当事者が必要と認めるときは、入札参加者から入札金額内訳書又は単価表の提出を求めることがある。

イ 入札金額内訳書の合計金額は、原則として入札書の金額と一致しなければならない。入札書の金額と入札金額内訳書が一致しない場合、入札が無効となる。

ウ 入札金額内訳書は、入札書受付締切日時以降、開札開始日時までに開封することがある。

エ 一度提出した入札金額内訳書は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 入札の辞退

(1) 辞退の期間 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札辞退届の提出方法 電子入札システムにより辞退届（電子入札システムにより自動生成される帳票）を作成し、提出するものとする。

(3) その他

ア 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

イ 一度提出した辞退届は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

11 入札者の公表

入札の途中において入札参加者の公表を行わない。

12 入札の無効に関する事項

入札参加に必要な資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札又は山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号。以下「財務規則」という。）第135条若しくは山武市電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効となり、場合によっては指名停止の措置等があるため注意すること。

また、入札参加資格を有すると認められた者であっても、競争参加資格確認通知書の通知日以後、落札者決定通知書の通知日前までに指名停止措置等を受けた者のした入札は無効とする。

13 開札の場所及び日時

- (1) 開札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。
- (2) 入札者は、開札に立ち会うことができる。
- (3) 開札に立ち会う者は、代理人をして立ち合わせようとするときは、立会委任状（山武市電子調達システム運用基準に定める様式）を持参させなければならない。また、1者につき1名に限る。

14 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

15 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。
- (2) 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して次順位候補者の順位を決定するものとする。

16 落札候補者の資格要件の確認及び落札決定

- (1) 資格要件の確認は、落札候補者を決定した後、実施する。
- (2) 落札候補者となった者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を落札候補者となった旨の通知日を含め3日以内（市の休日を除く。）に財政課へ電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、期限は発注者の都合により短縮することがある。
- (3) 落札候補者が提出期限までに条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出を指示する。
- (4) 前号の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（市の休日を除く。）に書面により市長に対して説明を求めることができる。説明を求める場合は、宛先を山武市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に書面をもって回答する。
- (5) 前3号の規定は、次順位候補者に条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。
- (6) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の入札参加者の資格確認は行わない。

- (7) 落札者が決定したときは、電子入札システムにより落札者決定通知書又は落札通知書を発行し、入札参加者に速やかにその旨を通知する。

17 入札結果の公表

落札決定後、ちば電子調達システム内入札情報サービス及び山武市ホームページにて公表するとともに、財政課窓口にて閲覧に供する。

18 契約締結

- (1) 契約締結時期 落札者は、落札決定後 7 日以内（市の休日を除く。）に契約（山武市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年山武市条例第 49 号）の規定により、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負の契約及び予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れの契約にあつては仮契約）を締結しなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、落札はその効力を失うとともに、指名停止の措置等があるため注意すること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づく通知 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生すると認められるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

19 契約の保証

契約者は、財務規則第 152 条第 1 項の規定により、請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。

建設工事の契約にあつては、契約保証金に代わる担保としての国債等又は金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

調査、測量、設計等の委託その他契約にあつては、契約者が財務規則第 152 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部を免除できるので申し出ること。

20 代金の支払方法

入札公告に記載する。原則として、建設工事、建設工事に係る設計若しくは調査、測量又は建設工事に用いて供することを目的とする機械類の製造においては、山武市公共工事に要する経費の前金払等取扱要領（平成 18 年山武市告示第 28 号）の規定によるものとし、その他の契約においては、設計図書等に定めるとおりとする。

21 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- (3) 入札参加資格の確認の結果入札参加資格のある者がいないとき、又は入札の辞退により入札参加者がいない場合は、入札を取りやめるものとし、入札者がいない場合は、入札を不調とする。
- (4) 入札者が一人又は入札参加資格の確認の結果入札参加資格のある者が一人の場合において、入札の競争性、公平性及び公正性を保つことができないと認められるときは、入札を取りやめることがある。
- (5) その他入札公告後、予測できない事情により入札の競争性、公平性、公正性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

22 その他

- (1) 申請書等のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 電子入札の方法により参加することが困難な場合でやむを得ないと認められた者は、紙入札業者として参加できる。この場合の取扱いは、山武市電子調達システム運用基準によるものとする。
- (5) 電子入札システムで提出する書類については、押印は不要とする。
- (6) 年間代理人にあつては、電子入札システムで競争参加資格確認申請書、入札書等の提出に使用するICカードは代表者の名義のものも使用できるものとする。
- (7) 落札者は、下請、労働及び資材購入等について、可能な限り山武市内の業者に発注すること。
- (8) 入札参加希望者は、山武市電子入札約款、山武市電子調達システム運用基準、山武市条件付き一般競争入札実施要領（平成19年山武市告示第146号）及び契約書案を熟読すること。

23 公告の廃止

この公告の施行に伴い、条件付き一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について（令和8年4月1日山武市公告）は、廃止する。

24 問い合わせ先

山武市 総務部 財政課 契約検査係

（電話 0475-80-1122、E-mail : zaisei@city.sammu.lg.jp）